

インドネシア

特許法

2001年8月1日法律第14号改正

目次

第I章 総則

第1条

第II章 特許の範囲

第1節 特許を受けることができる発明

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第2節 特許の存続期間

第8条

第9条

第3節 特許の対象

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第4節 特許権者の権利及び義務

第16条

第17条

第18条

第5節 特許侵害に対する法的措置

第19条

第 III 章 特許出願

第 1 節 通則

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 2 節 知的所有権コンサルタント

第 25 条

第 26 条

第 3 節 優先権を伴う出願

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 4 節 出願受理の時

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 5 節 特許出願の補正

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 6 節 特許出願の取下

第 39 条

第 7 節 特許出願の禁止及び守秘義務

第 40 条

第 41 条

第 IV 章 公開及び実体審査

第 1 節 出願公開

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 2 節 実体審査

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 3 節 出願の認容又は拒絶

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 4 節 審判の請求

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 5 節 特許審判委員会

第 64 条

第 65 条

第 V 章 特許の移転及びライセンス

第 1 節 移転

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 2 節 ライセンス

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 3 節 強制ライセンス

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 VI 章 特許の取消

第 1 節 法律による取消

第 88 条

第 89 条

第 2 節 特許権者の請求に基づく取消

第 90 条

第 3 節 訴訟による取消

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 4 節 特許取消の効果

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 VII 章 政府による特許の実施

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 VIII 章 小特許

第 104 条

第 105 条

第 106 条

第 107 条

第 108 条

第 IX 章 特許協力条約(PCT)を通じた出願

第 109 条

第 X 章 特許行政

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 XI 章 手数料

第 113 条

第 114 条

第 115 条

第 116 条

第 XII 章 紛争解決

第 117 条

第 118 条

第 119 条

第 120 条

第 121 条

第 122 条

第 123 条

第 124 条

第 XIII 章 裁判所の仮決定

第 125 条

第 126 条

第 127 条

第 128 条

第 XIV 章 捜査

第 129 条

第 XV 章 罰則

第 130 条

第 131 条

第 132 条

第 133 条

第 134 条

第 135 条

第 XVI 章 経過規定

第 136 条

第 137 条

第 XVII 章 終則

第 138 条

第 139 条

第I章 総則

第1条

本法では次のように定義する。

- (1) 「特許」とは、一定期間当該発明を自ら実施し、又は他の者に対してそのライセンスを与えるために、当該技術分野におけるその発明の成果に対して国が発明者に与える排他的権利をいう。
- (2) 「発明」とは、当該技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び開発の形をとり得るものをいう。
- (3) 「発明者」とは、単独又は複数の者が共同で発明をなす活動において思想を注いだ者をいう。
- (4) 「出願人」とは、特許出願する者をいう。
- (5) 「出願」とは、総局に提出される特許出願をいう。
- (6) 「特許権者」とは、特許の所有者としての発明者又は特許の所有者から当該権利を受け継いだ者又は前述の者から更に権利を受け継いだ他の者であって、特許一般登録簿に記載されている者をいう。
- (7) 「代理人」とは、知的所有権コンサルタントである。
- (8) 「審査官」とは、その専門知識により特許審査の実務を遂行する者として大臣により任命され、特許出願に対する実体審査を行うことを任務とする者である。
- (9) 「大臣」とは、その職務及び責任の範囲が特許を含む知的所有権の分野における発展にかかる省の大臣をいう。
- (10) 「総局」とは、大臣の配下にある省に含まれる知的所有権総局をいう。
- (11) 「出願日」とは、方式要件を満たした出願が受理された日をいう。
- (12) 「優先権」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において最初にされた出願の出願人が、前記 2 協定の加盟国を指定国とした後の出願が前記パリ条約に規定される期間内になされる限り、最初の出願の出願日が、当該後の出願の優先日として認められるための権利をいう。
- (13) 「ライセンス」とは、特許権者から他の者に対して与えられる許可であって、特定の期間及び特定の要件に対して保護された特許から経済的利益を享受するための権利を与える許諾に基づくものである。
- (14) 「日」とは、就業日をいう。

第 II 章 特許の範囲

第 1 節 特許を受けることができる発明

第 2 条

- (1) 特許は、新規で進歩性を有し、かつ、産業上利用できる発明に対して与えられる。
- (2) 発明は、その発明が当該技術に関する通常の専門知識を有する者にとってそれ以前には予期し得ない事項から成る場合には、進歩性を有する。
- (3) 発明が予期し得ない事項から構成されるものではないという判断は、特許出願をした時既に存在し、又はその出願が優先権の主張を伴ってなされた場合には最初の出願がなされた時既に存在した専門知識を査定することによって行われなければならない。

第 3 条

- (1) 発明は、出願日において当該発明が先行技術と同一でない場合、新規性を有するとみなされる。
- (2) (1)にいう先行技術とは、次に掲げる日、すなわち、
 - (a) 出願日、又は
 - (b) 優先日、より前に、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭説明若しくは展示又はその他の方法で、専門家が当該発明を実施することができるように公表されている技術をいう。
- (3) (1)にいう先行技術とは、インドネシアにおいて提出された出願であって、当該審査中の出願の出願日又はそれ以後に公開され、当該審査中の出願の出願日又は優先日よりも前の出願日を有する出願を含む。

第 4 条

- (1) 発明は、特許出願前最長 6 月以内になされた次の場合には、既に公表されたものとはみなされない。
 - (a) その発明が、インドネシア国内若しくは国外における公の若しくは公と認められた国際博覧会において又はインドネシア国内における公の若しくは公と認められた全国博覧会において既に展示された場合
 - (b) その発明が、研究開発の目的のために試験の枠内で、その発明者によりインドネシア国内で既に実施されている場合
- (2) 特許出願がなされる前 12 月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で他の者が発明を公表した場合にも、発明は既に公表されたものとはみなされない。

第 5 条

発明が、出願に説明された態様で産業において実施され得る場合、当該発明は産業上利用可能なものとする。

第6条

新規な製品又は装置の発明であつて、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的価値を有するものは、小特許(簡易特許)として法的保護を受けることができる。

第7条

次に掲げる発明については、特許を受けることができない。

(a) その公表及び使用又は実施が、現行の法規、宗教規範、公共の秩序又は道徳に反する方法又は製品

(b) 人及び／又は動物に対する検査、処置、治療及び／又は手術の方法

(c) 科学及び数学の分野における理論及び方法、又は

(d) (i) すべての生物。ただし、微生物を除く。

(ii) 植物又は動物の生産に必須の生物学的方法。ただし、非生物学的方法又は微生物学的方法を除く。

第2節 特許の存続期間

第8条

(1) 特許は、出願日から起算して20年間付与され、その期間は延長できない。

(2) 特許期間の開始日と満了日は記録され公告される。

第9条

小特許は、出願日から起算して10年間付与され、その期間は延長できない。

第3節 特許の対象

第10条

(1) 特許を受ける権利を有する者は、発明者又はその発明者の権利を後に受け継いだ者である。

(2) 発明が複数の者により共同でなされた場合には、当該発明に対する権利は当該複数の発明者で共有される。

第11条

反証がない限り、発明者とみなされるのは、出願において発明者として宣言された単独又は複数の者である。

第12条

(1) 雇用契約において別段の定めがない限り、なされた発明に対して特許を受ける権利を有するのは、使用者である。

(2) (1)にいう規定は、その雇用契約が発明をなすことを義務付けていないとしても、当該職務において利用できる資料及び設備を使用した従業者又は作業者によりなされた発明に対しても適用される。

(3) (1)及び(2)にいう発明者は、当該発明から得ることができる経済的利益を考慮して、相当な対価を受ける権利を有する。

(4) (3)にいう対価は、次の方法で支払うことができる。

(a) 定額又は一括的報酬

(b) 歩合

(c) 一括的報酬と贈与又は特別賞与との組合せ

(d) 歩合と贈与又は特別賞与との組合せ、又は

(e) 両者が合意するその他の形態

その額は、関係当事者により定められる。

(5) 対価の額の算出方法及び算定に関して合意が得られない場合には、それに対する判決を商務裁判所が与えることができる。

(6) (1)、(2)及び(3)にいう規定は、特許証においてその名前を記載するための発明者の権利を排除するものではない。

第13条

(1) 本法の他の規定を鑑み、同一の発明に対して特許出願がなされた時点で発明を実施している者は、当該同一の発明に対して後に特許が付与されたとしても、先の使用人として引き続き当該発明を実施する権利を有する。

(2) (1)にいう規定は、優先権の主張を伴ってなされた特許出願に対しても適用される。

第14条

第13条にいう規定は、当該発明を実施する者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報から当該発明に関する知識を使用してその実施をした場合には、適用されない。

第15条

(1) 第13条にいう発明を実施している者が、前記の同一の発明に対して特許が付与された後に総局に対してその発明の特許出願をする場合、その者は先の使用人として認められる。

(2) 先の使用人としての認定の願書には、当該発明の実施が、特許出願がされた発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報を使用して行われたものではないという証明を添付しなければならない。

(3) 先の使用人としての認定は、それに対する手数料を納付し、先使用者証明書の形態で総局より与えられる。

(4) 先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる。

(5) 先使用者証明書取得のための手続は政令に規定される。

第4節 特許権者の権利及び義務

第16条

(1) 特許権者は、自己の所有する特許を実施し、かつ、その許諾なしに次に掲げる行為をすることを他の者に禁止する排他的権利を有する。

- (a) 製品特許の場合：特許を付与された製品を製造し，使用し，販売し，輸入し，賃貸し，配送し，又は販売，賃貸又は配送のために供給すること
- (b) 方法特許の場合：製品を製造するために特許を付与された製造方法を使用すること，及び(a)にいうその他の行為をすること
- (2) 方法特許の場合には，他の者が特許権者の許諾なしに(1)にいう輸入を行うことに対する禁止は，当該特許方法の使用により製造される製品の輸入についてのみ適用される。
- (3) 当該特許の使用が教育，研究，試験，又は分析を目的とし，特許権者が当然受ける利益を損なわない場合，(1)及び(2)の規定の適用から除外される。

第 17 条

- (1) 第 16 条(1)の規定に反することなく，特許権者は，インドネシア共和国内において特許を受けた製品を製造し，又は方法を使用する義務がある。
- (2) 当該製品の製造又は方法の使用が地域的規模においてなされることが妥当であるときのみ，(1)にいう義務から除外される。
- (3) (2)にいう除外は，理由及び権限のある機関により発行された証拠を付して特許権者により書面で申請された場合にのみ，総局により承認される。
- (4) (3)にいう除外及び書面による申請の手続は，政令に定める。

第 18 条

特許の効力を維持するために及びライセンスの登録のために，特許権者又は特許の実施権者は，年金を納付しなければならない。

第 5 節 特許侵害に対する法的措置

第 19 条

ある製品がインドネシアへ輸入され，当該製品の製造をするための方法が本法に基づき特許により既に保護されている場合において，当該製品が特許により保護された方法を使用してインドネシアにおいて既に製造されているとき，当該方法の特許権者は，第 16 条(2)の規定に基づき，当該輸入製品に対する法的措置をとる権利を有する。

第 III 章 特許出願

第 1 節 通則

第 20 条

特許は、出願に基づき付与される。

第 21 条

各特許出願は、1 発明又は単一性を有する複数の発明に対してのみ行うことができる。

第 22 条

特許出願は、手数料を総局に納付して行われる。

第 23 条

(1) 特許出願が、発明者でない者により行われる場合、当該出願には、その者が当該発明に対する権利を有するという十分な証拠を添付しなければならない。

(2) 発明者は、(1)にいう発明者でない者によりなされた出願の様式を検査することができ、自己の費用で当該出願書類の写しを請求することができる。

第 24 条

(1) 特許出願は、総局に対して、インドネシア語による書面で行われる。

(2) 当該出願の様式には次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 出願の年月日

(b) (a)にいう出願人の明瞭かつ完全な住所

(c) 発明者の完全な名称及び国籍

(d) 出願が代理人を通して行われる場合には、当該代理人の完全な名称及び住所

(e) 出願が代理人により行われる場合には、特別な委任状

(f) 特許の付与の請求

(g) 発明の名称

(h) 発明に含まれるクレーム

(i) 発明を実施する方法を完全に開示した発明に関する明細書

(j) 発明の説明に必要とされ、明細書において述べられている図面

(k) 発明の要約

(3) 出願の手續に関する更なる規定は、政令により定められる。

第 2 節 知的所有権コンサルタント

第 25 条

(1) 特許出願は、出願人により又は代理人を通して申請できる。

(2) (1)にいう代理人とは、総局に登録されている知的所有権コンサルタントをいう。

(3) 委任状の受理の日から当該特許出願の公開の日まで、代理人は、発明及びすべての特許

出願にかかる書類の秘密を守る義務がある。

(4) 知的所有権コンサルタントとして選任されるべき資格に関する規定は、政令に定め、その選任手続は大統領令に定める。

第 26 条

(1) インドネシア共和国内に住所又は常居所を有していない発明者又は出願人により提出される出願は、インドネシアの代理人を通じて行われるものとする。

(2) (1)にいう発明者又は出願人は、当該特許出願のためにインドネシアにおける住所又は法律上の居所を選定し、明記しなければならない。

第 3 節 優先権を伴う出願

第 27 条

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約に規定される優先権を伴う出願は、同条約に同様に加盟する国又は世界貿易機関設立条約の加盟国において最初に受理された特許出願の日から起算して 12 月以内に行われなければならない。

(2) 出願において具備されるべき要件に関する本法の規定を十分に遵守して、(1)にいう優先権を伴ってなされた出願には、当該国における権限ある当局により認証された優先権証明書を優先日から起算して 16 月以内に添付しなければならない。

(3) (1)及び(2)にいう要件が満足されない場合には、出願は、優先権を伴って行うことができない。

第 28 条

(1) 第 24 条の規定は優先権を伴う出願にも準用される。

(2) 総局は、当該優先権を伴う出願が次に掲げる事項をも具備するように請求することができる。

(a) 外国における最初の特許出願に対して行われた実体審査結果に関する書類の認証謄本

(b) 外国における最初の特許出願に関して既に付与された特許書類の認証謄本

(c) 当該出願が拒絶された場合には、外国における最初の特許出願の拒絶に関する決定の書類の認証謄本

(d) 当該特許が無効とされている場合には、外国においてなされていた当該特許の無効の決定に関する書類の認証謄本

(e) 特許出願されている発明が、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用できることの判断を容易にするために必要とされるその他の書類

(3) (2)にいう書類の謄本の提出には、出願人により別途補足説明を添付することができる。

第 29 条

総局による優先権証明書及び優先権を伴う出願に関する更なる規定は、大統領令で定める。

第4節 出願受理の時

第30条

- (1) 出願日とは、第22条にいう手数料の納付があった後に、総局が既に第24条(1)及び(2)(a), (b), (f), (h), (i)及び図面があるときは(j)の規定を満たした出願書類を受理した日をいう。
- (2) 第24条(2)(h)及び(i)にいう明細書が英語で記載されている場合、当該明細書はインドネシア語に翻訳され、(1)にいう出願日から30日以内に提出されなければならない。
- (3) (2)に規定する期間内にインドネシア語の翻訳文が提出されないとき、当該出願は取り下げられたものとみなされる。
- (4) 出願日は総局により記録される。

第31条

第30条(1)及び(2)の規定が満たされない場合、出願日は当該最低要件が総局により受理された日である。

第32条

- (1) 第30条にいう要件が満たされたが、第24条の他の要件が満たされないことが明らかになった場合、総局は、当該不備についての通知を発し、その発送の日から起算して3月以内に当該不備を補完するよう要求する。
- (2) 総局が容認できる理由に基づき、(1)にいう期間は、出願人の請求により最大2月間延長できる。
- (3) (2)にいう期間は、出願人が手数料を支払うという条件の下に、当該期間満了の日から最大1月間延長できる。

第33条

第32条にいう期間内にすべての要件が満たされない場合、総局は、出願人に対して出願が取り下げられたものとみなされる旨を書面で通知する。

第34条

- (1) 同一の発明に対して異なる者により2以上の特許出願が行われた場合、最初に提出された出願が受理される。
- (2) (1)にいう複数の出願が同日に行われた場合には、総局は、当該複数の出願人に対して何れの出願が行われたものとするかを決定するために協議することを求め、かつ、当該文書が送付された日から起算して遅くとも6月以内にその決定の結果を総局に届け出ることを書面で要求する。
- (3) 出願人の間で合意若しくは決定に達さない場合、協議をすることができない場合又は(2)にいう定められた期間内に総局に協議の結果が届出されない場合には、当該出願は拒絶され、総局は当該出願人に対して当該拒絶を書面で通知する。

第 5 節 特許出願の補正

第 35 条

出願は、明細書及び／又はクレームを変更することにより補正することができるが、当該補正が原出願で申請された発明の範囲を拡大するものではないことを条件とする。

第 36 条

(1) 出願が第 21 条にいう発明の単一性を構成しない複数の発明を含んでいる場合、出願人は、出願の分割を請求することができる。

(2) (1)にいう出願の分割は、1 以上の出願として別々に提出できるが、当該各出願で求められる保護の範囲が原出願で申請された保護の範囲を拡大するものではないことを条件とする。

(3) (1)にいう出願の分割は、遅くとも原出願に第 55 条(1)又は第 56 条(1)に述べる決定が下されるまでに請求できる。

(4) (1)及び(2)にいう分割出願であって、第 21 条及び第 24 条の要件を既に満たすものは、原出願日と同じ日に出願されたものとみなされる。

(5) 出願人が(3)にいう期間内に分割出願を請求しない場合、出願の実体審査は、原出願の一連のクレームに記載された発明に対してのみ行われるものとする。

第 37 条

出願は、本法の規定に依然として従う限り、特許から小特許に、又はその逆に変更できる。

第 38 条

第 35 条、第 36 条及び第 37 条に規定する補正に関する更なる規定は大統領令で定める。

第 6 節 特許出願の取下

第 39 条

(1) 出願は、総局に対する書面による請求の提出をもって取り下げることができる。

(2) 出願の取下に関する更なる規定は、大統領令で定める。

第 7 節 特許出願の禁止及び守秘義務

第 40 条

総局職員、又は任務により総局のために及び／又は総局の名において業務を遂行した者は、在職中から総局を定年退職した後又は如何なる理由によっても退職した後 1 年の間、その特許の所有が相続による場合を除き、出願をすること、特許を取得すること、又は何らかの方法により特許に関する権利を取得すること若しくは保有することを禁じられる。

第 41 条

出願日から当該出願の公開の日まで、総局の全職員又は職務により総局の任務に関連する者は、発明及び全ての出願書類の秘密を守る義務がある。

第 IV 章 公開及び実体審査

第 1 節 出願公開

第 42 条

- (1) 総局は、第 24 条の規定を既に満たした出願を公開する。
- (2) 公開は、次に掲げるとおり行われる。
 - (a) 特許の場合、出願日から 18 月後又は優先権を伴う出願の場合は優先日から 18 月後
 - (b) 小特許の場合、出願日から遅くとも 3 月
- (3) (2)(a)の公開は、出願人の請求により、手数料の支払を伴って、より早期に行うことができる。

第 43 条

- (1) 公開は、次のように行われる。
 - (a) 総局により定期的に発行される特許公報に掲載される。及び／又は
 - (b) 総局により提供される公開専用の掲示板に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように掲示される。
- (2) 出願公開の開始日は、総局により記録される。

第 44 条

- (1) 公開は次の期間行われる。
 - (a) 特許出願公開の日から 6 月
 - (b) 小特許出願公開の日から 3 月
- (2) 公開は、次に掲げる事項を記載して行われる。
 - (a) 発明者の名称と国籍
 - (b) 出願人、及び代理人を通して出願される場合は代理人の名称と完全な住所
 - (c) 発明の名称
 - (d) 出願日、及び優先権を伴う出願の場合は優先日、最初の出願の番号及び国名
 - (e) 要約
 - (f) 発明の分類
 - (g) 図面(もしあれば)
 - (h) 特許公開番号、及び
 - (i) 特許出願番号

第 45 条

- (1) 何人も、第 44 条にいう公開を縦覧することができ、書面でその理由を付して当該出願に対して意見及び／又は異議の申立をすることができる。
- (2) (1)にいう意見及び／又は異議があった場合には、総局は、直ちに特許出願人に対して当該意見及び／又は異議を内容とする文書の副本を送達する。
- (3) 出願人は、総局に当該意見又は異議に対する否認又は釈明を書面で提出する権利を有する。

(4) 総局は、(1)及び(3)にいう意見及び／又は異議、否認及び／又は釈明を当該出願の実体審査段階における判断の補足資料として利用する。

第 46 条

(1) 検討の結果、国の防衛及び安全保障上の利益を妨げ又は利益に反することになり得ると推測される場合、大臣の承認を得て、総局は、必要な場合その職務及び権限が防衛及び安全保障に関連する政府機関と協議の後、出願を公開しないように決定することができる。

(2) (1)にいう出願を公開しないという決定は、総局により出願人又は代理人に対して書面で通知される。

(3) 総局が他の政府機関との間で特許出願された発明に関する情報の提供も含めた協議を行い、結果として当該出願を公開しないという決定に至った場合、その協議は第 40 条及び第 41 条にいう発明の守秘義務の違反とはみなされない。

(4) (3)にいう規定は、当該発明及び書類の秘密を如何なる第三者に対しても引き続き守るべき、当該政府機関及びその職員の義務を減じるものではない。

第 47 条

(1) 第 46 条にいう公開されない特許出願に対しては、当該出願を公開しないことが決定された日から 6 月後に実体審査が行われる。

(2) (1)にいう実体審査は、手数料の負担を伴わない。

第 2 節 実体審査

第 48 条

(1) 実体審査の請求は、手数料を納付して、総局に対して書面で行うものとする。

(2) (1)にいう実体審査請求の方法及び要件は、更に大統領令により定められる。

第 49 条

(1) 第 48 条(1)にいう実体審査請求は、出願日から遅くとも 36 月以内に行うものとする。

(2) (1)にいう期間内に実体審査請求が行われなかった場合、又はそのための手数料が支払われなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

(3) 総局は、(2)にいう取り下げられたとみなされた出願を、出願人又は代理人に対して書面で通知する。

(4) (1)にいう実体審査請求が、第 44 条(1)にいう公開期間満了前になされた場合、その審査は公開期間満了後に行われる。

(5) (1)にいう実体審査請求が、第 44 条(1)にいう公開期間満了後になされた場合、その審査は当該実体審査請求を受理した日より後に行われる。

第 50 条

(1) 実体審査のために、総局は、専門家の支援を要請し、及び／又は他の政府機関の必要な便宜を利用し、又は他国の特許庁の審査官の支援を要請することができる。

(2) (1)にいう専門家の支援、便宜又は他国の特許庁審査官の利用は、第 40 条及び第 41 条の

守秘義務に関する規定を遵守して行われるものとする。

第 51 条

- (1) 実体審査は、特許審査官により行われる。
- (2) 総局における特許審査官は、実務担当官であり、現行法規に従い大臣によって任免される。
- (3) (2)にいう特許審査官に対しては、現行法規に従って与えられる他の権利に加えて、職務等級及び手当が与えられる。

第 52 条

- (1) 審査官が、特許が請求されている発明には、不明瞭又はその他の重大な欠陥が明らかに含まれていると報告した場合、総局は、出願人又は代理人に対してこのことを書面で通知し、かつ、当該欠陥に対する意見又は補正を求める。
- (2) (1)にいう通知は、不明瞭又は重大な欠陥であると判断された事項を明確かつ詳細に述べると共に、実体審査において使用された理由と参考文献を付し、かつ、補正のための期間を指示する。

第 53 条

第 52 条(1)にいう通知の後、特許出願人が、第 52 条(2)において総局が指定する期間内に提出すべき意見を述べず若しくは欠陥の補正を行わず、又は出願について如何なる変更若しくは改善も行わない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされ、総局は書面で出願人に通知する。

第 3 節 出願の認容又は拒絶

第 54 条

総局は、次の期間内に出願の承認又は拒絶の決定をしなければならない。

- (a) 特許の場合、第 48 条にいう実体審査請求受理の日、又はその実体審査請求が当該公開期間満了前になされたときは、第 44 条(1)にいう公開期間満了の日から 36 月以内
- (b) 小特許の場合、出願日から 24 月以内

第 55 条

- (1) 審査官により報告された実体審査の結果、当該発明が第 2 条、第 3 条、第 5 条及び本法のその他の規定を満たしていると判断された場合、総局は、出願人又は代理人に特許証を交付する。
- (2) 審査官により報告された実体審査の結果、当該発明が第 3 条、第 5 条、第 6 条及び本法のその他の規定を満たしていると判断された場合、総局は、出願人又は代理人に小特許証を交付する。
- (3) 総局は付与された特許につき、国の防衛及び安全保障に関するものを除き、記録し、公告する。
- (4) 総局は、第 46 条にいう公開されない特許を除き、手数料の納付をすることにより、特

許書類の写しを必要とする者に提供する。

第 56 条

(1) 審査官により行われた実体審査の結果、特許出願された発明が第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 35 条、第 52 条(1)及び(2)の規定を満足しないこと、又は第 7 条の規定にいう発明に該当するものであることが示された場合、総局は、当該出願を拒絶し、その拒絶を出願人又は代理人に対して書面で通知する。

(2) 分割出願に関して、当該分割が発明の範囲を拡大する場合、又は第 36 条(2)若しくは(3)にいう期間の経過後分割請求が提出された場合には、総局は分割された出願をも拒絶するものとする。

(3) 審査官により行われた実体審査の結果、特許出願された発明が第 36 条(2)の規定を満足しないことが示された場合、総局は当該出願の一部を拒絶し、書面で出願人又は代理人に通知する。

(4) 出願拒絶の通知は、拒絶の根拠となった理由と考察を明確に記載しなければならない。

第 57 条

(1) 特許証は、特許権の証明である。

(2) 拒絶の通知は総局によって記録される。

第 58 条

特許は特許証交付の日に発効し、かつ、特許出願の受理の日に遡及して有効とする。

第 59 条

特許証交付、様式及び記載内容に関する更なる規定、並びに記録及び特許書類謄本の請求に関するその他規定は、政令で定める。

第 4 節 審判の請求

第 60 条

(1) 審判の請求は、第 56 条(1)及び(2)にいう実体的事項に関する判断根拠及び理由に関連する出願の拒絶に対して行うことができる。

(2) 審判の請求は、特許審判委員会に対して、出願人又は代理人により、特許局に送付するその副本を添えて書面で行われる。

(3) 審判の請求は、実体審査の結果としての出願拒絶に対する不服の詳細な説明とその根拠を付して行われる。

(4) (3)にいう根拠は、第 35 条にいう発明の範囲を拡大する新しい理由又は釈明となるものであってはならない。

第 61 条

(1) 審判の請求は、出願拒絶の通知の送付の日から起算して遅くとも 3 月以内に行われるものとする。

(2) (1)にいう期間が審判の請求なしに経過した場合、出願拒絶は、出願人により受諾されたものとみなされる。

(3) 出願拒絶が、(2)にいうように既に受諾されたものとみなされた場合、総局は、この事実を記録し公告する。

第 62 条

(1) 審判は、特許審判委員会により審判請求の受理の日から遅くとも 1 月以内に審理が開始される。

(2) 特許審判委員会の決定は、(1)にいう期間が満了する日から 9 月以内に下される。

(3) 特許審判委員会が審判請求を受理し承認した場合、総局は、審判委員会の決定を実行する義務を負う。

(4) 特許審判委員会が審判請求を拒絶した場合、出願人又は代理人は、当該拒絶受領の日から 3 月以内に、当該決定に対する訴えを商務裁判所に提起することができる。

(5) (4)にいう商務裁判所の決定に対しては、最高裁判所への破棄申立のみが可能である。

第 63 条

審判請求、審理及び審判の終結手続は更に大統領令で定める。

第 5 節 特許審判委員会

第 64 条

(1) 特許審判委員会は、独立した特別機関であって、知的所有権の分野に属する省内にある。

(2) 特許審判委員会は、委員を兼任する 1 名の委員長、委員を兼任する 1 名の副委員長及び必要とされる分野における複数の専門家及び上級審査官から構成される。

(3) (1)にいう特許審判委員会の構成員は、大臣により 3 年の任期をもって任免される。

(4) 委員長及び副委員長は特許審判委員会の構成員から同構成員により選出される。

(5) 審判請求の審理のために、特許審判委員会は少なくとも 3 名よりなる奇数人数の合議体を形成し、その内 1 名は出願の実体審査を行わなかった上級審査官とする。

第 65 条

特許審判委員会の組織構成、職務及び業務については更に政令に定める。

第 V 章 特許の移転及びライセンス

第 1 節 移転

第 66 条

(1) 特許又は特許の所有権は、次に掲げる事由によりその全部又は一部を移転することができる。

(a) 相続

(b) 贈与

(c) 遺言

(d) 書面に記載された契約、又は

(e) 法律により認められたその他の理由

(2) (1)(a)、(b)及び(c)にいう特許の移転は、その特許に関する他の権利とともに特許書類原本を伴ってなされなければならない。

(3) (1)にいう特許の移転のすべての形態は、手数料の支払により記録され、かつ、公告されなければならない。

(4) 本条の規定に従ってなされない移転は、効力を有するものとならない。

(5) 特許の移転の記録の要件及び手続は、更に大統領令に定める。

第 67 条

(1) 相続の場合を除き、第 13 条にいう先の使用権は移転できない。

(2) (1)にいう権利の移転は、手数料の支払により記録され、かつ、公告される。

第 68 条

特許の移転は、発明者の名称又は本人を同定する事項を当該特許に記載する権利を消滅させるものではない。

第 2 節 ライセンス

第 69 条

(1) 特許権者は、ライセンス契約に基づき、第 16 条にいう行為を実施するために他の者にライセンスを与える権利を有する。

(2) 別段の合意のない限り、(1)にいうライセンスの範囲は、ライセンスの期間中になされる第 16 条にいうすべての行為に及び、かつ、インドネシア共和国全域において有効である。

第 70 条

別段の合意のない限り、特許権者は、何時でも第 16 条にいう行為を自ら実施すること又はその行為を実施するためのライセンスを第三者に与えることができる。

第 71 条

(1) ライセンス契約は、直接、間接を問わず、インドネシア経済に損失を与える結果をもた

らし得る規定を含むものであってはならず、又は一般的技術及び特に特許付与された発明に関する技術の修得及び開発におけるインドネシア国民の能力を妨げる制限を含むものであってはならない。

(2) (1)にいう規定を含むライセンス契約の記録請求は、総局により拒絶されなければならない。

第72条

(1) ライセンス契約は、手数料の支払により総局において記録され、かつ、公告されるものとする。

(2) ライセンス契約が(1)にいう総局において記録されない場合、当該ライセンス契約は、第三者に対して法的効力を有さない。

第73条

ライセンス契約に関する更なる規定は、政令で定める。

第3節 強制ライセンス

第74条

強制ライセンスは、特許を実施するためのライセンスであって、申請に基づいて総局の決定により与えられる。

第75条

(1) 特許付与の日から起算して36月を経過した後は、何人も、総局に対して強制ライセンスの申請を手数料の支払を伴って行うことができる。

(2) (1)にいう強制ライセンスの申請は、特許権者が当該特許をインドネシアにおいて実施していないか、又は部分的にしか実施していないという理由においてのみ行うことができる。

(3) 強制ライセンスの申請は、特許が公衆の利益を損なう形態又は方法において特許権者又はその実施権者により実施されているという理由に基づき、特許が付与された後何時でも行うこともできる。

第76条

(1) 第75条(2)にいう理由の真実性の他に、強制ライセンスは次の場合にのみ付与することができる。

(a) 当該申請人が、次のことを確認する証拠を提示できた場合

(i) 当該特許を自ら十分に実施する能力を有すること

(ii) 当該特許を速やかに実施するための施設を自ら所有していること

(iii) 合理的な要件及び条件に基づき特許権者からライセンスを得るための努力を、十分な期間行ったが、成果を得なかったこと

(b) 総局が、当該特許は実行可能な経済的規模でインドネシアにおいて実施することができ、かつ、大多数の公衆に対して利益を与えることができると判断した場合

(2) 強制ライセンスの申請に対する審理は、他の関係政府機関及び当事者並びに当該特許権

者の意見を聴取して総局により行われる。

(3) 強制ライセンスは、特許保護期間を超えない期間に対して付与される。

第 77 条

第 76 条にいう証拠及び意見に基づき、総局が、第 75 条(1)にいう期間は、特許権者にとってインドネシア又は第 17 条(2)にいう地域の範囲において商業的に実施するためには十分ではないとの確信を得た場合、総局は、当該強制ライセンスの付与を一時的に延期するか、又は拒絶することができる。

第 78 条

(1) 強制ライセンスの実施は、特許権者に対する強制実施権者によるロイヤルティの支払を伴う。

(2) 支払うべきロイヤルティの額及びその支払方法は、総局により定められる。

(3) ロイヤルティの額の決定は、特許のライセンス契約又は同種のその他契約において通常使用されている慣行を考慮して行われる。

第 79 条

強制ライセンスの付与に関する総局の決定は、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 強制ライセンスは、非排他的であること

(b) 強制ライセンスの付与の理由

(c) 説得力のある陳述又は説明を含む証拠であって、強制ライセンスの付与の根拠となるもの

(d) 強制ライセンスの期間

(e) 特許権者に対して強制実施権者が支払うべきロイヤルティの額及びその支払方法

(f) 強制ライセンス終了の条件及び強制ライセンス取消の根拠になり得る事項

(g) 強制ライセンスは、国内市場の需要を満たすためにのみ使用されるものであること

(h) 当該関係当事者の利益を公正に保護するために必要とされるその他の事項

第 80 条

(1) 総局は、強制ライセンスの付与を記録し、公告する。

(2) 強制ライセンスの実施は特許の実施とみなされる。

第 81 条

総局による強制ライセンス付与の決定は、当該強制ライセンスの申請の日から 90 日以内に下される。

第 82 条

(1) 強制ライセンスはまた、既存の他の特許を侵害することなしには、その特許の実施が不可能であるという理由に基づき、特許権者により何時でも申請することができる。

(2) (1)にいう強制ライセンスの申請は、実施される予定の特許が当該既存の特許より明らかに進歩した技術の革新的要素を真に含んでいる場合にのみ考慮することができる。

- (3) 強制ライセンスの申請が(1)及び(2)にいう理由に基づきなされる場合、
- (a) 特許権者は妥当な条件に基づき、他の者の特許を利用するために相互にライセンスを与えるための権利を有する。
- (b) 強制実施権者による特許の使用は、他の特許とともに移転される場合を除き、移転することができない。
- (4) (1)及び(2)にいう総局に対する強制ライセンスの申請は、第75条(1)にいう強制ライセンスの申請期間に関する規定を除き、第V章第3節の規定を適用する。

第83条

- (1) 特許権者の申請に基づき、総局は、次の場合に第V章第3節にいう強制ライセンス付与の決定を取り消すことができる。
- (a) 強制ライセンスを付与するための根拠となった理由が消滅した場合
- (b) 強制ライセンスを受けた者が、当該強制ライセンスを実施せず、又は速やかにその実施をするための適切な準備をしていないことが判明した場合
- (c) 強制ライセンスを受けた者が、強制ライセンスの付与の際に定められた、ロイヤルティの支払を含むその他の規定をもはや遵守していない場合
- (2) (1)にいう取消は記録され、公告される。

第84条

- (1) 強制ライセンスが、その付与に際して定められた期間の満了又は取消により終了した場合、強制実施権者は取得したライセンスを返還する。
- (2) 総局は、終了した強制ライセンスを記録し、公告する。

第85条

第83条及び第84条にいう強制ライセンスの終了は、その記録の日から当該特許を有する者の権利を回復させる。

第86条

- (1) 強制ライセンスは、相続による場合を除き移転することができない。
- (2) 相続により移転した強制ライセンスは、その付与の要件及び特に期間に関するその他の規定に継続して拘束され、記録及び公告されるために総局に対して報告されなければならない。

第87条

強制ライセンスに関する更なる規定は、政令で定める。

第 VI 章 特許の取消

第 1 節 法律による取消

第 88 条

特許は、特許権者が本法で定める期間内に年金を納付する義務を履行しない場合、法律による取消を宣言される。

第 89 条

- (1) 法律による特許の取消は、特許権者及び実施権者に対して総局により書面で通知され、かつ、当該通知の日から効力を発生する。
- (2) 第 88 条にいう理由による特許の取消は、記録され、かつ、公告される。

第 2 節 特許権者の請求に基づく取消

第 90 条

- (1) 特許は、総局に対して書面で提出された特許権者の請求に基づき、その全部又は一部を総局により取り消される。
- (2) 実施権者が、当該取消の請求に添付される書面による承諾を与えない場合、(1)にいう特許の取消は行うことができない。
- (3) 特許の取消の決定は、実施権者に対して、総局により書面で通知される。
- (4) (1)にいう理由による特許の取消の決定は、記録され、かつ、公告される。
- (5) 特許の取消は、当該取消に関する総局の決定がなされた日から効力を発生する。

第 3 節 訴訟による取消

第 91 条

- (1) 特許の取消訴訟は、次の場合に行うことができる。
 - (a) 当該特許が、第 2 条、第 6 条及び第 7 条にいう規定により、付与されるべきでなかった場合
 - (b) 当該特許が、本法に基づき同一の発明に対して他の者に既に付与された他の特許と同一である場合
 - (c) 強制ライセンスの付与が、当該強制ライセンス付与の日又は複数の強制ライセンスが付与された場合は最初の強制ライセンス付与の日から 2 年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法において特許の実施を継続することを防止することができないものと判明した場合
- (2) (1)(a)にいう理由による取消訴訟は、第三者が特許権者に対して、商務裁判所に提起することができる。
- (3) (1)(b)にいう理由による取消訴訟は、その特許と同一である他の特許が取り消されることを求めて特許権者又は実施権者が商務裁判所に提起することができる。
- (4) (1)(c)にいう理由による取消訴訟は、公訴官が特許権者又は実施権者に対して、商務裁判所に提起することができる。

第 92 条

第 91 条にいう特許の取消訴訟が、1 若しくは複数のクレーム又はクレームの一部に限られる場合には、その取消を請求された事項に対してのみ取消がなされる。

第 93 条

(1) 特許の取消に関する商務裁判所の判決内容は、判決の日から 14 日以内に総局に対して送付されるものとする。

(2) 総局は、(1)にいう特許の取消の判決を記録し、かつ、公告する。

第 94 条

本法第 XII 章にいう訴訟手続は、第 91 条及び第 92 条にも準用する。

第 4 節 特許取消の効果

第 95 条

特許の取消は、特許及び当該特許から生じる他の権利に関するすべての法的効果を消滅させる。

第 96 条

商務裁判所の判決によって別に定められていない限り、特許の全部又は一部の取消は、当該取消の判決が法的拘束力を生じる日から有効となる。

第 97 条

(1) 第 91 条(1)(b)にいう理由により取り消された特許の実施権者は、ライセンス契約において定められた期間の満了まで、引き続き自身が所有しているライセンスを行使する権利を有する。

(2) (1)にいう実施権者は、自己の特許が取り消された特許権者に対して支払われるべきロイヤルティの支払をもはや継続する義務はないが、そのライセンスの残存期間に対するロイヤルティを正当な特許権者に支払う義務がある。

(3) 特許権者が、先に実施権者からロイヤルティを一括して既に受領している場合、当該特許権者は、正当な特許権者に対してライセンス利用の残存期間に応じたロイヤルティの額を支払う義務がある。

第 98 条

(1) 第 91 条(1)(b)にいう理由により取消が宣言された特許のライセンスであって、当該特許の取消訴訟が提起される前に、善意で取得したものは、当該他の特許に対して引き続き効力を有する。

(2) (1)にいうライセンスは、当該実施権者が、取り消されていない特許権者に対して従前どおりロイヤルティを継続して支払う義務があり、その額は、特許が取り消された特許権者とそれ以前に合意していた額と同額とするということを条件として引き続き効力を有する。

第 VII 章 政府による特許の実施

第 99 条

- (1) 政府が、インドネシアにおけるある特許は、国の防衛及び安全保障を遂行するために極めて重要であると判断した場合、政府は当該特許を自ら実施することができる。
- (2) ある特許を政府自ら実施するための決定は、大臣及び当該分野の担当大臣又は管轄機関の長の意見を聴取した後、大統領令によりなされる。

第 100 条

- (1) 第 99 条の規定は、特許出願がなされたが、第 46 条にいう公開がされていない発明に対しても準用される。
- (2) 政府が(1)にいう特許を自ら実施することを意図せず、又は未だ意図していない場合、それと同一の特許の実施は、政府の承諾を伴ってのみ行うことができる。
- (3) (2)にいう特許権者は、当該特許が実施されるまで年金の納付義務を免除される。

第 101 条

- (1) 政府が、国の防衛及び安全保障並びに公共の利益にとっての緊急性のためにある特許を自ら実施することを意図する場合、政府は、次に掲げる事項を記載して特許権者に対してその旨を書面で通知しなければならない。
 - (a) 当該特許の名称及び番号並びに特許権者の名称
 - (b) 理由
 - (c) 実施期間
 - (d) 重要と考えられるその他の事項
- (2) 政府による特許の実施は、特許権者に対して相応の対価を支払ってなされる。

第 102 条

- (1) ある特許を政府が自ら実施するという政府の決定は、最終的なものである。
- (2) 特許権者が、政府の定めた対価の額に同意しない場合には、商務裁判所に対して不服申立を提起することができる。
- (3) (2)にいう訴訟の審理手続は、政府による特許の実施を停止させるものではない。

第 103 条

政府による特許実施の手続に関する規定は政令で定める。

第 VIII 章 小特許

第 104 条

小特許に対して特に定められた事項を除き，本法において定められた特許に関する他の規定は，すべて小特許に対しても準用される。

第 105 条

- (1) 小特許は，1 の発明に対してのみ付与される。
- (2) 小特許の実体審査請求は，出願と同時又は出願日から 6 月以内に手数料の支払を伴って行うことができる。
- (3) (2)にいう期間内に実体審査請求が行われない場合又はそのための手数料が支払われない場合，出願は取り下げられたとみなされる。
- (4) 小特許出願に対し，実体審査は第 44 条(1)(b)にいう公開期間終了後に行われる。
- (5) 実体審査の実施において，総局は第 3 条にいう新規性及び第 5 条にいう産業上の利用可能性のみを審査する。

第 106 条

- (1) 総局により付与された小特許は，記録され，かつ，公告される。
- (2) 総局は，小特許に対する権利の証明として，小特許権者に対して小特許証を交付する。

第 107 条

小特許については，強制ライセンスの申請をすることができない。

第 108 条

小特許に関する更なる規定は，政令で定める。

第 IX 章 特許協力条約(PCT)を通じた出願

第 109 条

- (1) 出願は特許協力条約(PCT)を通して申請することができる。
- (2) (1)にいう出願に関する更なる規定は、政令で定める。

第 X 章 特許行政

第 110 条

本法に定める特許行政の実行は、本法に定める他の機関の権限を考慮した上で、総局により行われる。

第 111 条

総局は、特許を付与された技術に関する情報を社会にできる限り広く提供できるように、全国的規模の特許文献システム及び情報ネットワークを確立することにより文献及び情報サービスを行う。

第 112 条

特許行政の実施において、総局は大臣から指導を受け、かつ、大臣に対して責任を負うものとする。

第 XI 章 手数料

第 113 条

- (1) 本法において支払が義務付けられる手数料は、すべて政令で定める。
- (2) (1)にいう手数料の要件、期間、支払方法に関する更なる規定は、大統領令で定める。
- (3) 総局は、大臣及び財務大臣の承認により、現行法規に基づいて、(1)にいう手数料による収入を使用することができる。

第 114 条

- (1) 第 1 回目の年金の納付は、特許付与の日から起算して遅くとも 1 年以内になされなければならない。
- (2) その後の年金納付は、当該特許が存続する限り、遅くとも当該特許付与の日又はライセンスの記録の日と同日までになされなければならない。
- (3) (1)にいう年金は出願の最初の年から起算される。

第 115 条

- (1) 特許権者が、継続して 3 年間第 18 条及び第 114 条に定める年金の納付をしなかった場合、特許は、当該 3 年目に対する納付期限の日において法律による取消を宣言される。
- (2) 年金納付義務の不履行が、18 年目及びその後の年金に関する場合、特許は、当該年に対する年金の納付義務の期限到来時に、消滅したものとみなされる。
- (3) (1)及び(2)にいう理由による特許取消は、記録され、かつ、公告される。

第 116 条

- (1) 第 114 条(3)及び第 115 条(2)にいう場合を除き、本法に定める期限に対する年金納付の遅延は、遅れた年の年金に毎月 2.5%の追徴金が課せられる。
- (2) (1)にいう年金納付の遅延は、所定の期限の経過後 7 日以内に総局により特許権者に対して書面で通知される。
- (3) (2)にいう通知書が関係当事者により受領されなかったとしても、(1)にいう規定の有効性を損なうものではない。

第 XII 章 紛争解決

第 117 条

(1) ある特許が、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に基づき当該特許に対する権利を有する者以外の他の者に付与された場合、当該特許に対する権利を有する者は、商務裁判所に対して提訴することができる。

(2) (1)にいう特許に関する諸権利は、主張することができ、特許出願の受理の日に遡及して有効である。

(3) (1)にいう訴えに対する判決の内容の通知は、両当事者に対して商務裁判所により判決の日から 14 日以内に送達される。

(4) (3)にいう判決内容は、総局により記録され、かつ、公告される。

第 118 条

(1) 特許権者又は実施権者は、故意にかつ権限なくして第 16 条にいう行為をなした何人に対しても、損害賠償の訴訟を商務裁判所に提起する権利を有する。

(2) (1)にいう行為に対する損害賠償の訴訟は、その製品又は方法が特許を付与された発明を利用することによってできたことが証明されたときにのみ承認される。

(3) 当該訴訟に関する商務裁判所の判決内容は、判決の日から遅くとも 14 日以内に総局に送達され、その後記録され、かつ、公告される。

第 119 条

(1) 方法の特許に関する侵害訴訟の審理において、ある製品が第 16 条(1)(b)にいう方法の特許を利用して製造されたものでないことを証明する義務は、次の場合は被告側に課せられる。

(a) 当該特許を付与された方法により製造された製品が新規なものである場合

(b) その製品が方法の特許を利用して製造された可能性があり、そのための十分な努力が既になされたにも拘らず、特許権者がその製品を製造するために利用された方法が何であるか確定することができない場合

(2) (1)にいう侵害事件における証明のために、裁判所は次に掲げる権限を有する。

(a) 特許権者に対し、当該特許の特許証の写し及びその主張を裏付ける明白な証拠を予め提出することを命じる。

(b) 侵害を行ったとされる当事者に対して、製造された製品が当該方法の特許を利用していないことを立証することを命じる。

(3) (1)及び(2)にいう侵害事件の審理において、裁判官は、法廷における立証の中で既に説明された方法の秘密性に対する保護を確保するために、被告の利益を考慮しなければならない。

第 120 条

(1) 訴訟は手数料の支払を伴って商務裁判所に提起される。

(2) 遅くとも 14 日以内に商務裁判所は審理の日程を決定する。

(3) 訴訟に関する審理は、訴訟提起の日から 60 日以内に行われる。

第 121 条

- (1) 廷吏による両当事者の召喚は、遅くとも最初の審理の 14 日前までに行われる。
- (2) 訴訟に対する判決は訴訟提起の日から遅くとも 180 日以内に下されるものとする。
- (3) 当該判決が根拠とする完全に法律的な推論を含む、(2)にいう訴訟に対する差止命令は、公開審理の場で陳述されるものとする。
- (4) 商務裁判所は関係当事者に対して、判決が公開の法廷において下されてから遅くとも 14 日以内に判決内容を送達しなければならない。

第 122 条

第 121 条(3)にいう商務裁判所の判決に対して、破棄申立のみを提起することができる。

第 123 条

- (1) 第 122 条にいう破棄申立の請求は、判決の日から遅くとも 14 日以内に、当該判決を下した裁判所に提出する。
- (2) 書記官は、当該破棄申立が請求された日にこれを登録し、破棄請求人に対して書記官の署名する受領書を登録受理の日に発行する。
- (3) 破棄請求人は、(1)及び(2)にいう破棄請求提出の日から 7 日以内に、書記官に対して破棄申立趣意書を提出する。
- (4) 書記官は、趣意書が提出されてから遅くとも 2 日以内に、破棄請求書と(3)にいう破棄申立趣意書を、破棄被請求人に通知する。
- (5) 破棄被請求人は、(4)にいう趣意書を受領した日から遅くとも 7 日以内に、反論書を書記官に提出することができ、書記官は、反論書を受領した日から遅くとも 2 日以内に当該反論書を破棄請求人に送達する。
- (6) 書記官は、(5)にいう期間の経過後遅くとも 7 日以内に、最高裁判所に対して当該破棄申立書類を送付する。
- (7) 最高裁判所は、破棄申立書類を検討し、破棄請求が最高裁判所により受理されてから遅くとも 2 日以内に、審理の日を決定する。
- (8) 破棄請求の審理は、当該請求が最高裁判所に受理された日から遅くとも 60 日以内に行われる。
- (9) 最高裁判所の判決は、破棄請求が最高裁判所に受理された日から遅くとも 180 日以内に下される。
- (10) 当該判決が根拠とする完全に法律的な推論を含む、(9)にいう破棄請求に対する判決は、公開の法廷で述べられる。
- (11) 最高裁判所書記官は、判決言い渡しの日から遅くとも 3 日以内に、当該判決の内容を商務裁判所書記官に送達する。
- (12) 廷吏は、当該判決が受理された日から遅くとも 2 日以内に、(11)にいう判決内容を破棄請求人及び破棄被請求人に対して送達する。
- (13) (11)にいう最高裁判所の判決の内容は、当該判決が商務裁判所に受理された日から遅くとも 2 日以内に、総局に送達され、その後総局において記録され、かつ、公告される。

第 124 条

第 117 条にいう紛争解決以外に，両当事者は当該紛争を仲裁又は代替的紛争解決手段で解決することができる。

第 XIII 章 裁判所の仮決定

第 125 条

特許の実施により被害を受けた当事者の請求に基づいて、商務裁判所は効力のある仮決定を次の目的で直ちに発することができる。

- (a) 特許及び当該特許に関連する権利に対する侵害行為の継続を防ぎ、特に特許及び特許に関連する権利を侵害している疑いのある物が、輸入を含む商業流通経路に乗ることを防ぐため
- (b) 特許及び当該特許に関連する権利の侵害に関する証拠の消滅を防ぎ、証拠を保全するため
- (c) 被害を受けた当事者に、その者が実際に特許権又は特許に関連する権利を有する者であることの証拠及びその権利が実際に侵害されていることの証拠を求めるため

第 126 条

商務裁判所により仮決定が下された場合、当該仮決定の影響を受ける当事者に対する意見陳述の権利を含め、関係当事者はその通知を受ける。

第 127 条

商務裁判所が仮決定を発した場合、商務裁判所は第 125 条にいう仮決定を変更するか、取り消すか、再認するかを決定を、当該仮決定発出の日から遅くとも 30 日以内にしなければならない。

第 128 条

仮決定が取り消された場合、被害を受けた当事者は仮決定の申請をした者に対して、当該仮決定によって生じた損害に対する賠償を請求することができる。

第 XIV 章 捜査

第 129 条

(1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、その職務と責任が知的所有権の分野を含む特定の国家公務員に対して、特許分野における犯罪行為を捜査するために、1981 年刑事訴訟に関する法律第 8 号に規定する捜査官としての特権を与える。

(2) (1)にいう文民捜査官は、次の権限を有する。

(a) 特許の分野における犯罪行為に関する通報の真偽を取り調べること

(b) (a)にいう通報に基づいて、特許の分野における犯罪行為を行った嫌疑のある個人又は法人を取り調べること

(c) 特許の分野における犯罪行為に関連して、個人又は法人から情報及び証拠を収集すること

(d) 特許の分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録、その他の書類を捜査すること

(e) 証拠品、帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所を捜査し、かつ、特許の分野における犯罪訴訟の証拠になり得る侵害素材及び商品を差し押さえること

(f) 特許の分野における犯罪行為の捜査業務を遂行する範囲内で、専門家の支援を要請すること

(3) (1)にいう文民捜査官は、インドネシア共和国警察捜査官に対して捜査の開始及び結果を通知する。

(4) (1)にいう文民捜査官は、1981 年刑事訴訟に関する法律第 8 号第 107 条の規定に従い、インドネシア共和国国家警察の捜査官を通して捜査の結果を公訴官に通知する。

第 XV 章 罰則

第 130 条

何人も、故意にかつ権利なしに、第 16 条にいう何らかの行為を行って特許権者の権利を侵害した場合、最高 4 年の懲役及び／又は最高 5 億ルピアの罰金に処する。

第 131 条

何人も、故意にかつ権利なしに、第 16 条にいう何らかの行為を行って小特許権者の権利を侵害した場合、最高 2 年の懲役及び／又は最高 2 億 5 千万ルピアの罰金に処する。

第 132 条

何人も、故意にかつ権利なしに、第 25 条(3)、第 40 条及び第 41 条にいう義務を果たさなかった場合、最高 2 年の懲役に処する。

第 133 条

第 130 条、第 131 条及び第 132 条にいう犯罪行為は、親告罪である。

第 134 条

特許侵害が立証された場合、裁判官は当該特許侵害製品を廃棄するために国によって差し押さえることを命じることができる。

第 135 条

本章の規定は、次の場合に適用しない。

- (a) インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品であって、当該医薬品が正当な特許権者によりある国において既に市場に出されているものを、現行法規に基づいて輸入する場合
- (b) インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品を、特許期間満了の 2 年前に、当該特許の保護が満了した後の販売許可の手続のために製造する場合

第 XVI 章 経過規定

第 136 条

本法の施行により、特許の分野における法規であつて本法施行の日に既に存在しているものは、本法に反しないか又は本法に基づく新しい法規と置き換えられない限り、すべて引き続き有効である。

第 137 条

本法施行の前に提出された出願に対して、依然として特許に関する 1989 年法律第 6 号の改正にかかる 1997 年法律第 13 号によって改正された特許に関する 1989 年法律第 6 号が適用される。

第 XVII 章 終則

第 138 条

本法施行の日から、特許に関する 1989 年法律第 6 号(インドネシア共和国官報 1989 年 39 号, インドネシア共和国官報補足 3398 号)及び特許に関する 1989 年法律第 6 号の改正にかかる 1997 年法律第 13 号(インドネシア共和国官報 1997 年 30 号, インドネシア共和国官報補足 3680 号)は、もはや効力がないものと宣言される。

第 139 条

本法は、公布の日から施行される。

すべての国民に周知させるために、インドネシア共和国官報においてそれを掲載して、本法を公布するように命じる。